教育委員会定例会議事録

平成28年11月25日 午後2時00分 開議

出席委員

教	育	長	髙	本	訓	久
委		員	菅	沼	由責	量子
委		員	林		正	美
委		員	渡	辺	時	行
委		員	戸	苅	恵理	里子

説明のための出席者

教育部長	関	原	秀	_
教育部次長兼庶務課長	鈴	木	敏	彰
教育部次長兼学校教育課長	松	平	貴	圭
教育部次長兼中央図書館長	中	森	利	仁
生涯学習課長	前	田	清	彦
スポーツ課長	小	島		基
学校給食課長	寺	部		優

教育長が指定した事務局職員

主 事 簗瀬正洋

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 第29号議案 平成28年度12月補正予算について
- 第3 第30号議案 豊川市生涯学習会館条例の一部改正について
- 第4 第31号議案 豊川市体育施設条例の一部改正について
- 第5 第32号議案 学校給食費の改定について
- 第6 第33号議案 教職員の任用について(非公開)
- 第7 その他報告 平成29年度教育委員会予算見積書について(非公開)
- 第8 その他報告 豊川市教育振興基本計画 (案) について

「**髙本教育長**」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会議 を開きます。始めに日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名 委員は、教育長において、菅沼・渡辺両委員を指名いたします。よろしくお願いいた します。

「**髙本教育長**」 次に日程第2、第29号議案「平成28年度12月補正予算について」 を議題といたします。それでは事務局から説明をお願いします。

「鈴木教育部次長」 平成 28 年度 12 月補正予算について、まず、庶務課からご説明 いたします。 3 ページをご覧ください。

歳入ですが、区分①、15款2項7目1節5細節 教育費国庫補助金、小学校費補助金、学校施設環境改善交付金で、補正額は70,568千円、区分②、15款2項7目2節5細節 同じく教育費国庫補助金、中学校費補助金、学校施設環境改善交付金ですが、補正額は198,481千円です。区分①②共に、国の平成28年度一般会計第2次補正予算において、平成28年度事業分として、この10月に交付採択の内定を受けたものです。充当先歳出でございますが、区分①の小学校費補助金においては、トイレ改修工事費と校舎外壁等改修事業に、区分②の中学校費補助金においては、普通教室空調設備設置工事費に充当してまいります。

続いて歳出でございます。一番上段の区分③は、小学校費の学校環境対策事業、委託料の普通教室空調設備設置工事実施設計業務委託の追加業務で、補正額7,776 千円、財源内訳は全て一般財源でございます。これは、今年度、普通教室への空調設備設置工事の実施設計業務を行っておりますが、一部、余裕教室等の放課後児童クラブへの転用に係り、12校分の追加設計が生じましたので、これを行うものです。

区分④は、同じく小学校費の学校環境対策事業、工事請負費、トイレ改修工事で、補正額137,250千円でございます。こちらは歳入の区分①で説明いたしましたが、国の第2次補正予算による国庫交付金採択の内定があったことにより、このたび予算化するものです。事業内容でございますが、千両小学校、牛久保小学校、御油小学校、小坂井西小学校、御津南部小学校の5校のトイレ洋式化のための改修を実施するものでございます。後ほど、本日の議事日程「平成29年度教育委員会予算見積書について」の中で出てまいりますが、本工事は、平成29年度当初予算の主要事業のひとつとして要求しておりました。しかし、28年度中に前倒し実施が可能な事業として国から交付金採択の内定がありましたので補正予算に計上していくものでございます。

区分⑤、⑥は、いずれも小学校費の校舎外壁等改修事業費、工事請負費で、豊小学校校舎外壁等改修工事費が、補正額104,641千円、同じく御津南部小学校校舎外壁等改修工事費が、補正額50,469千円でございます。区分④のトイレ改修工事と同じく、国庫交付金採択の内示決定があった事業であり、29年度事業として実施する予定であったものを前倒しして、補正予算に計上しております。工事内容は、いずれも外壁の老朽化等の調査結果から判断し、早期の改修実施が必要な校舎について行うものです。

次のページをおめくりください。区分では、中学校費の校舎施設営繕工事費、工事請負費で、中部中学校普通教室等改修工事費といたしまして、補正額19,490千円でございます。この8月末に、中部中学校北校舎の下に布設していた揚水管が老朽化により漏水し、その影響で、2つの普通教室及び廊下等が破損しましたので、その復旧、改修工事を実施するものです。現状は、水道の利用については応急措置により支障が無いほか、授業は特別教室等に代替し行っておりますが、早期復旧のため改修工事を実施してまいります。この財源については、全て一般財源でございます。

区分⑧、中学校費の学校環境対策事業、工事請負費で、普通教室空調設備設置工事費といたしまして、補正額は722,000千円でございます。本事業は市内の10中学校の普通教室に空調設備を設置するもので、区分④、⑤、⑥と同じく、28年度の国庫交付金採択の内示決定があった事業で、29年度事業として実施する予定であったものを前倒しして、このたびの補正予算に計上したものでございます。

併せて、繰越明許費として、上段から、小学校費の内、学校環境対策事業費、168,026千円、2段目の同じく小学校費の内、校舎外壁等改修事業費、155,110千円、3段目の中学校費の内、学校環境対策事業費、732,000千円を計上しております。普通教室空調設備設置工事実施設計業務委託料は、このたびの補正による増額を合わせた当該事業予算額全額を作業期間延長に伴い平成29年度に繰り越します。トイレ改修工事、校舎外壁等改修工事、普通教室空調設備設置工事は、説明しましたとおり、平成28年度事業として前倒し実施のため、このたび補正予算に計上したものですが、いずれの工事も施工期間は主に平成29年度中になる見込みであり、平成29年度に補正額全額を繰り越す予定でございます。

庶務課からは以上でございます。

「前田生涯学習課長」 5ページをご覧ください。生涯学習課に関する歳出補正予算でございます。公民館管理運営費の中で、八南公民館非常照明取替修繕といたしまして補正額440千円を計上するものです。内容といたしましては、公共施設の不備の有無について確認する一斉点検を実施したところ、通路の天井にある非常照明の設備についてバッテリー切れによる不備が見つかりました。公民館全体の予算の中で流用による対応も検討いたしましたが、今年度は執行残が見込まれるものが無かったため、補正予算として計上させていただくものでございます。

生涯学習課からは以上でございます。

「寺部学校給食課長」 6ページをご覧ください。学校給食課に関する歳出補正予算でございます。学校給食管理運営費、需用費の中の修繕料の補正予算でございます。補正額は17,000千円、全て修繕料でございます。内容といたしましては、当初予算では見込んでいなかった部分の故障が相次ぎ発生したため、その修繕料を計上したものでございます。故障のうち大きなものといたしましてはボイラーでございます。ボイラーは給食業務のうち、加熱調理、洗浄、殺菌消毒など、全ての場面で使う心臓のようなものでございます。4基あるうちの1基に孔が空きまして、同時期に造った

残りの3基の心配をしていた矢先に、さらにもう1基に孔が空いたものでございます。 当初予算に見込んでいなかった修繕箇所が生じたため、補正予算として計上させてい ただきました。

次々と故障が起きているため修繕計画の見直しを行い、12月補正予算に計上する こととなりました。工期については年度内に完了する予定でございます。

学校給食課からは以上でございます。

「髙本教育長」 ただ今の説明について何かご質問がございますか。

「**林委員**」 庶務課の補正予算について質問があります。事務局の説明で大体理解できたのですが、国からの交付金の内示決定というのは、例年、この時期に行われるものなのでしょうか。この時期に決定がなされても、年度末までに完了できないように思うのですがいかがでしょうか。

「鈴木教育部次長」 林委員のおっしゃるとおり、国からの当初予算における交付金は、本来、5月か6月くらいまでには明らかになってくるものです。国は平成28年度当初予算については、全国で700億円程度の交付金事業を実施しておりますが、さらに10月に経済対策という名目で1,400億円規模の追加交付を補正予算として実施したものであり、豊川市の事業がこの補正予算の内示決定を受けたものでございます。当初予算で配分されていれば市も計画的に事業を進めやすいのですが、このような形で国の補正予算が配当される事がここ数年続いております。

国も市も予算は単年度主義であるため、本来、当初予算要望を進めていく事が望ま しいのですが、情報収集する中で、来年度当初に同じ事業で要望しても採択される見 込みが薄いということや、今後、補正予算でこのような対象事業が出てくる確証は無 いという国からのアナウンスもあったため、事業の進捗を目的として積極的に前倒し して要望したものでございます。

「**林委員**」 国の内示決定については、市から要望をしない限り交付決定は出ないと思うのですが、今回は市から要望した額について何割かに減らされて交付金の内示決定があったのでしょうか。

「鈴木教育部次長」 今回の10月の内示決定として経済対策を目的とした国の補正予算については、まだ一部残っているということを聞いています。県内では、要求した全ての市町村で全額が内示を受けています。要望の期限が8月であったため、その時点ではどれほど要望が通るかわからない状況でした。工事の体制が整えられる範囲ということを踏まえ、年度繰越事業とすることをある程度止むを得ないものとして出来る限りのものを要望したものでございます。

「林委員」 よくわかりました。

「**菅沼委員**」 庶務課の補正予算について質問させていただきます。歳出の区分③ですが、4ページの概要の所を見ますと、児童クラブ室への空調設備設置のための設計業務の追加に対する増額とあります。これは学校の教室のうち、児童クラブとして使用する部分についての追加ということでしょうか。

「鈴木教育部次長」 現在、特別支援学級を含めて学級として通常使用している普通教室についての基本設計を行っています。残る特別活動室などのいわゆる特別教室については空調設備の設置予定から外れておりますが、既に、児童クラブとして、使われている教室については空調設備を設置するということで基本設計に含んで計画しておりました。現在、基本設計が終了し実施設計を行っているところですが、子育て支援課から、特別教室として使用している教室を児童クラブ室として利用する事について5年越しくらいで部屋数を増加させていきたいという要望があり、学校との調整がついたものですから、該当する12校分について、将来の児童クラブ室となる教室への空調設備設置のため、実施設計の追加業務を行うものです。

「**菅沼委員**」 児童クラブの管轄は子育て支援課であり、教育委員会の管轄ではないと 思うのですが教育委員会が設置をしていくという事ですか。

「鈴木教育部次長」 別棟で児童クラブを設置するのであれば、厚生労働省の補助金もあり、子育て支援課が設置する事となりますが、今回は学校建物であるということから教育委員会で実施するものです。子どもの増減によって学校のクラス数も変わってきます。子どもの人数が増えれば、教室としての利用が優先となりますので、教室として使われる事も想定してのことです。

「高本教育長」 それぞれで工事を実施するとコストが高くなってくることも心配されますね。

「**鈴木教育部次長**」 コストが高くなることもあります。また、一つの建物の中で工事を分けることは管理の面などからも難しいと思われます。

「**髙本教育長**」 他にご質問ありましたらお願いします。無ければ採決を行ないます。 本案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「**髙本教育長**」 異議なしと認め、日程第2、第29号議案「平成28年度12月補正 予算について」は、原案のとおり可決いたしました。

「**髙本教育長**」 続きまして、日程第3、第30号議案「豊川市生涯学習会館条例の一部改正について」を議題といたします。それでは事務局から説明をお願いします。

「前田生涯学習課長」 それでは、資料の7ページをご覧ください。本日、皆様のお手元に教育委員会関係使用料見直しの資料、A4、1枚をお配りしました。そちらも合わせてご覧いただきたいと思います。今回の条例一部改正は豊川市が定期的に見直しを行なってまいりました全市的な使用料・手数料の改定に伴うものであり、安定した自主財源の確保と、使用料・手数料にかかる受益者負担の適正化を図ることを目的とし、ルールに沿った形で、市内各公共施設の所要経費と収入を積算し使用料の見直しの検討を行ったものでございます。その結果、お手元のお配りした資料の一覧表にございますように、市内41施設の中で、今回使用料の引き上げを実施する施設として教育委員会関係4施設を表にまとめました。生涯学習課所管の音羽生涯学習会館、ス

ポーツ課所管のスポーツ公園野球場、東上野球場、本野原第一公園広場の計4施設が見直しの対象となり、使用料の引き上げを行う事といたしました。資料8ページをご覧ください。生涯学習課所管施設の使用料改定の具体的内容を申し上げますと、今回、音羽生涯学習会館の1時間あたりの使用料を4%引き上げるということで、新旧対照表にございますように、集会室を210円から220円へ、また、会議室1、会議室2及び調理室を150円から160円に改めるものでございます。この条例の附則事項としまして、平成29年4月1日から施行する事としており、新使用料については施行日以後に施設を利用するものから適用し、新条例の施行日前でも準備行為を行なえることとしております。以上で第30号議案の説明を終わらせていただきます。

「髙本教育長」 ただ今の説明について何かご質問がございますか。

「戸苅委員」 はい。生涯学習会館の利用状況はどのくらいですか。

「前田生涯学習課長」 生涯学習会館の利用状況ですが、公民館に比べると生涯学習会館の方が部屋数や施設面積に違いがあるため集計の仕方によって率が変わってきます。時間帯稼動率といたしまして、午前・午後・夜間に区分して計算しますと、施設によって幅はありますが、公民館は大体平均すると稼動率が4割を少し切るくらいが平均です。生涯学習会館の時間帯稼動率は3割を前後するくらいです。この計算方法では、施設規模や部屋数が多い方が稼動率は低めになってしまいます。1つの部屋がその日に1回でも使われれば使用されたとみなす日稼動率に直しますと、例えば集会室などに使用される一番大きな部屋は生涯学習会館、公民館ともに8割か9割は使われているような状況でございます。

「戸苅委員」 わかりました。

「高本教育長」 和室の使用料は据え置かれたというのは意味があるのですか。

「前田生涯学習課長」 部屋の面積など算定の基準がございまして、和室については面積が小さいため、4%を掛けた時の四捨五入の計算で据え置かれたという経緯がございます。

「**林委員**」 今回の音羽生涯学習会館の使用料の改正によって、御津や一宮の生涯学習 会館と同じ金額になったということでしょうか。

「前田生涯学習課長」 今回は全庁的なルールに従って改正を行うということでございますが、ご指摘いただきましたように、音羽生涯学習会館の利用料は他と比較すると低めの設定であったという現状がございます。激変緩和を考慮して設定しておりますので、今回の4%上昇で同じ並びになるわけではございません。まだ開きはございます。4年を目安に改正を行いますので、場合によっては次の4年後に同じような改正が行なわれた場合には差が少なくなる、若しくは同額になるという可能性がございます。豊川市の場合、合併もあったものですから、個々の施設の個別の事情を踏まえて共通のルールを定めているという認識をしていただければと思います。

「**髙本教育長**」 他に、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。なければ、採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

「**髙本教育長**」 異議なしと認め、日程第3、第30号議案「豊川市生涯学習会館条例 の一部改正について」は原案のとおり可決いたしました。

「**髙本教育長**」 次に、日程第4、第31号議案「豊川市体育施設条例の一部改正について」を議題といたします。それでは事務局から説明をお願いします。

「小島スポーツ課長」 それでは、第31号議案「豊川市体育施設条例の一部改正につ いて」ご説明申し上げます。資料の10ページ、11ページをご覧ください。スポー ツ課の所管する体育施設の条例の一部改正でございますが、大きく分けて2点の改正 を行ないます。1点目は豊川市陸上競技場の利用時間の改正。2点目が施設の利用料 金の改正でございます。まず、施設の利用料金の改正についてご説明申し上げます。 今回の改正の理由は、先程、生涯学習課から説明をさせていただいたとおりでござい ます。次に体育施設の利用料金の改正の内容でございますが、豊川市スポーツ公園野 球場の専用利用の施設利用料金限度額について5%引き上げるものでございます。早 朝及び午前の利用料金について、現在の930円から980円に、午後の利用料金1, 240円から1,300円に、午前から午後まで通しの利用料金について2,160 円から2,280円に、それぞれ改めるものでございます。また豊川市本野原第一公 園広場にはナイター施設が付いておりまして、そのナイター施設・照明設備の利用料 金の限度額を2%引き上げ、30分につき1,620円から1,650円に、豊川市 東上野球場のナイター設備の利用料金の限度額を5%引き上げ、30分1,570円 から1,650円に改めるものでございます。次に利用時間の改正でございますが、 対象となっております豊川市陸上競技場についてご説明申し上げます。豊川市陸上競 技場につきましては大規模改修の実施に伴い、午後5時までだった利用時間を、平成 25年度からは、5月から9月までの間は午後8時まで、10月から4月までの間は 午後7時までとし営業時間を拡大いたしました。そういった中で、利用者並びに関係 団体から、午後8時まで利用できる期間をもう少し広くとってほしいという要望があ りましたので、市長の認める裁量の範囲内として、平成25年度からは10月、11 月についても利用時間を午後8時まで延長する試行を実施しておりました。その結果、 10月、11月につきましても多くの利用者がございまして、効果が見込まれるとい う事が明らかとなったため、今回、利用料金の改定とあわせて、利用時間についても 条例を改正し本施行へ移行しようとするものでございます。なお、条例の附則におき まして、条例は平成29年4月1日からの施行とし、新料金の適用については施行日 以後に施設を利用するものから適用し、新料金の施行目前であっても準備行為を行う ことができると定めております。以上で第31号議案の説明を終わらせていただきま

「**髙本教育長**」 ただ今の説明について何かご質問がございましたらお願いいたします。 「**戸苅委員**」 利用料金を下げて多くの人に利用してもらうことで、より収益を上げる という手法は採れないのでしょうか。

「小島スポーツ課長」 今回の利用料の改正にかかる見直し算定の基準についてご説明いたします。まず、対象となる施設について人件費や改修費などを除いた平常的にかかる物件的経費を管理費として算定し、それに対し、屋外施設については平成7年からの過去20年間の中で最も収入のあった年を比較します。掛かる経費と収入を比較してマイナスが生じた場合に料金を改定していくという考え方となっております。その結果、値上げをしても掛かった経費と入ってくる経費にはまだ随分と差がある状況であり、実際には、経費の70%ぐらいしか収入がないということでございます。残り30%分についても値上げして収支を合わせなければいけないのですが、一度に利用料を上昇させることは利用者の負担が相当に増加してしまうため、改定時の上限率を5%に抑えるなどの対応をやむを得ずとっているものでございます。実は、今回値上げになっていない施設でも、人件費や修繕費については算定根拠の経費から省いているため、使用料については殆ど収支が取れていないような状況でございます。今回の値上げだけでは現実的に賄えない状況ですが、最低限必要なものとしてあげさせていただいたものでございます。

また、施設の利用率についてですが、例えばスポーツ公園の昨年の利用の実績を申し上げますと、野球場は1年間365日のうちで件数といたしまして138件の利用があったということでございます。単純に日あたりの稼動率で言いますと50%を切っているような状態でございます。本野原第一公園広場でございますけれども、こちらは公園ということで使用料は徴収しておりません。夜にナイター施設を使う場合に、所管しているスポーツ課でナイター施設の必要料金を頂くこととしております。こちらのほうはナイター施設の利用の状況だけですが、昨年105件の利用がございました。ナイターの稼動率だけで言いますと1年365日で計算すると、40%を切るくらいとなっております。なお、本野原第一公園広場につきましては9割以上が軟式野球として利用され、残りがサッカーで利用されているということでございます。東上野球場につきましては野球場自体の使用料を頂いております。こちらの料金は非常にリーズナブルで1時間260円の金額です。ナイター施設の昨年の利用実績は15件でございました。ナイター施設をもっと利用していただければよいのですが、市の野球場など複数個所にナイター設備があることと、野球人口が頭打ちとなっておりますので利用者を増加させることも難しい状況です。以上でございます。

「**髙本教育長**」 料金も上げざるを得ない背景について説明をしていただきました。値段を下げて多くの方に使っていただくという提案については競技人口の減少などの壁があることもわかりました。今回の改正は現実に収支が不足している状況を少しでも補っていくための処置であるというところのご説明をいただきました。関連してでも結構ですが、他に何かご質問がございましたらお願いいたします。

「戸苅委員」 スポーツの盛んなまちづくりを目指している中で、ナイター照明施設があるのに稼動が少ないということはもったいないと思います。夜間練習や試合などに

活用していただくように宣伝をするなどの工夫をして、もっと使っていただけるようにしていただきたいと思います。

「**髙本教育長**」 今も様々な方法で宣伝していただいているとは思いますが、情報発信 の方法などについて、さらに検討し工夫しながら進めていただくようによろしくお願 いいたします。

私からの質問ですが、スポーツ施設を使われる方は市内の方が多いのでしょうか。「**小島スポーツ課長」** 基本的には市内の利用が多い状況です。宣伝についても重要ですが、他の検討課題もあります。例えば東上野球場については硬式野球の場所として使用できる特色はあるのですが、場所がかなり新城寄りの施設であり、平日に利用されることが難しいという事情があります。豊川市には合併により類似の施設が多数存在する状況がありますので、有効に活用する事も大切ですが、それが難しい場合、次の段階として、利用者の少ない施設を段階的に統合集約させて維持管理経費をなるべく抑えていくという事が必要であり検討しているところでございます。以上でございます。

「髙本教育長」 他に、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

「菅沼委員」 豊川市スポーツ公園野球場の値上げ金額の事についてですが、午前から午後まで継続使用した場合の金額は、改正前の2,160円に対して5%アップさせると単純計算上は2,270円となりますが、改正後の条例の金額は2,280円で良いのでしょうか。

「小島スポーツ課長」 スポーツ公園野球場以外の施設についても同じですが、実は今回の値上げについては、利用料金算定のルールとしまして、現在の利用料金に対して単純に5%を加算したものではありません。過去に遡りますと平成26年に消費税相当額の3%を転嫁しておりますが、今回の計算ではその3%を転嫁する前の利用料金に対して3%+5%である8%を転嫁し、四捨五入により求めた額を利用料金としたものでございます。大きな考え方といたしましては、現在の利用料金に対し5%の転嫁ということに違いはございませんが、当初利用料金に対する転嫁であるという観点からの計算方法を採用したものでございます。

「菅沼委員」 他の施設についても同様の考え方でしょうか。

「小島スポーツ課長」 他の施設についても同様の考え方による計算方法を採用しております。

「**菅沼委員**」 問い合わせなどがあった場合に説明が出来るように準備をしておいていただきたい。

「髙本教育長」 他に、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

「林委員」 野球場を中心としたナイター照明施設があるところは利用時間が午後9時までとなっておりますが、豊川市陸上競技場は原則、午後7時まで、夏場は午後8時までとなっております。スポーツの盛んなまちづくりを目指す中で、もう少し延長も考えられないのでしょうか。

「小島スポーツ課長」 おっしゃるとおり野球場を中心としたナイター照明設備のあるところの利用時間は午後9時までとなっております。また、陸上競技場につきましては、平成22年から23年にかけて大規模な改修を実施しておりますが、その際に、夜間利用について何時まで実施するかということについて議論をしております。午後9時まで陸上競技場を開けるとなると、今よりもっとレベルの高い、もっと明るい照明施設をたくさんつける必要があります。そういった中で、建設コスト、費用対効果、利用の状況等を考えて、陸上競技場については大規模な照明をつけないという結論に至っております。そのかわり走る分であれば、足元が見える今の照度程度で十分であるということで陸上競技場に4基の投光器を設置しております。尚且つ、時間についても、それ以前は午後5時で終わっていたのを、投光器をつけることによって、夏場は午後8時まで、冬場は午後7時まで拡大することで決着をしたものでございます。「髙本教育長」 陸上競技場改修にあたって、建設コスト、費用対効果を考慮したうえで最大限に利用できるような整備と時間帯の設定をしているということですね。他に、ご質問などがありましたらお願いします。

ご質問などがありましたらお願いします。 「戸苅委員」 施設の集約の話が出ていましたが、集約する中で利用できる設備は再利 用も行っていただきたい。集約された施設の照明を陸上競技場に持ってくるなど有効

「**髙本教育長**」 無駄の無い利用法は必要ですね。陸上競技場は諏訪の中心地にあるので、大規模な照明が設置されると近隣への影響も心配ですね。

「小島スポーツ課長」 実際、陸上競技場が明るいと多少は影響もあるかと思います。 また、豊川市陸上競技場を三種公認にする当時の議論の中で、陸上競技自体は、夜に ナイター照明を付けてまで利用するということについては、例えば大会でも開くとい う事でもない限り無い。むしろ、照明をつけることでサッカーなどの陸上競技以外の 専用利用が増えてしまう。つまり、夜間照明を付けると陸上競技にとっては良くない というよう議論があったと聞いております。

また、再利用の話が出ましたが、照明など大型機器は老朽化による劣化や規格の違いなど現実的に難しい部分はたくさんあると思いますが、備品など可能な部分もあると思いますので可能な限りは行いたいと思います。

「高本教育長」 他に、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。なければ、採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

活用していただきたいと思います。

「**髙本教育長**」 異議なしと認め、日程第4、第31号議案「豊川市体育施設条例の一部改正について」は原案のとおり可決いたしました。

「**髙本教育長**」 続きまして、日程第5、第32号議案「学校給食費の改定について」 を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「寺部学校給食課長」 学校給食費の改定についてご説明させていただきます。16ペ

ージをご覧ください。学校給食に係る経費の負担については、学校給食法において、 施設整備費、人件費、修繕費等を設置者の負担とし、食材費のみを保護者の方々に負 担していただいております。表1にいままでの改訂の状況を記載してございます。平 成20年9月に改定以降は概ね5年を目途に見直しをするという事にしており、平成 25年度に見直しを行なっております。表1-2、平成25年4月の改定時における 給食費算定額について内訳を示してございます。小学校、中学校それぞれ、改訂前単 価に対する必要額までの差額は7.06円、7.49円と算定されていますが、その 時は引き上げ単位を5円単位とするという事で5円の引き上げを実施し、現行の小学 校230円、中学校260円という額に設定しました。その翌年の平成26年4月に 消費税率が5%から8%に改定されましたが、その1年後に消費税率が改めて10% に改定される予定となっておりましたので、平成27年10月の消費税率10%の改 定時に一括して見直すこととし、それまでの間の上昇分については、献立等の工夫に よって規定の給食費の範囲内で収めながら調整しておりました。しかしながら、消費 税率の改定が平成29年4月に再延期されたため、そのタイミングで給食費の見直し 作業を実施している中、さらに税率改定時期が平成31年10月に再々延期の決定が なされるという事態となりました。これまでの期間においても食材費の上昇等が生じ ている事から、このタイミングで学校給食費の見直しを進めさせていただくこととい たしました。

17ページをご覧ください。2現状分析です。本市では、主食と牛乳、副食の3要 素の揃った完全給食を実施しております。主食と牛乳の価格の推移が表2に載せてあ ります。主食でございますが価格が微増しており、また、牛乳価格については4.7 6円の上昇、割合にして10%以上の上昇となっております。これら、主食と牛乳を 差し引いた分が副食費に充てられる事になっております。副食費については22ペー ジをご覧ください。こちらは主に学校給食で使用している主食材料の年間平均単価に 年間使用料を乗じた年間所要額の税抜き資料です。23年度年間所要額と27年度の 年間所要額を比較しますと全体で5.6%上昇しています。これを踏まえて18ペー ジにお戻り下さい。給食費の計算を表3で説明いたします。16ページの表1-2で 算出した前回改定時の副食費が⑤ですけれども、これに上昇率5.6%と消費税率の 引き上げ分を合わせますと現在必要な副食費というのが算定されます。それが小学校 では142.00円、中学校では166.20円となります。従いまして(3)にあり ますように、現時点での必要な学校給食材料費は17ページの表2の28年度の主食 と牛乳の価格①②に対し、算定された副食費を加えたものが現在必要な学校給食の食 材料費となります。小学校については245.17円、中学校については277.9 5円でございます。現在設定されている給食費と差し引きすると不足している学校給 食費は小学校で15.17円、中学校で17.95円でございます。

19ページをご覧ください。3 学校給食費改定の必要性でございます。このように食材料の価格上昇によって副食費がより圧迫される中、使用材料の安価なものへの

変更や、使用量自体の削減、デザート回数の縮小などの工夫により、これまでギリギリの線で対処してまいりましたが、このままでは一定の栄養量を満たした安全安心でおいしい学校給食の提供が難しくなります。今後、児童生徒に対して本来あるべき学校給食を提供するためには、適正な副食材料費を確保する必要があり、そのため学校給食費の改定が是非とも必要であるといえます。従いまして表5のとおり、端数を5円単位とし、小学校、中学校ともに1食あたり15円の値上げをお願いするものでございます。なお、改定率は小学校6.5%、中学校5.8%でございます。

参考といたしまして県内他市の状況をご紹介いたします。24、25ページに掲載しております資料4-1、4-2をご覧ください。これは平成28年4月現在の愛知県学校給食センター連絡協議会が関連する32市に対して調査した結果に基づいて作成した資料でございます。これらの給食費を平均しますと、小学校で238円、中学校で270円となっており、今回、豊川市が改定する価格よりも低く出ておりますが、同じ調査の中で今後の方向性についての問いに対しては、値上げの予定ありと回答した市が3市、検討していると回答した市が5市、検討したいと回答した市が3市あったという事から、今後、値上げにより各市の給食費の平均が上がっていく事が予想されます。学校給食費の改定についての説明は以上でございます。

「高本教育長」 ただ今のご説明について、ご質問、ご意見ありましたらご発言ください。

「渡辺委員」 今後の値上げを予定している市町村の件数について説明がありましたが、 東三河の4市の動向はいかがですか。

「**寺部学校給食課長**」 近隣の市においては学校給食費の値上げを決定しているところ は聞いておりません。

「渡辺委員」 材料を調達する地域というのは、東三河においては同じようなところから調達しているケースが多いかと思います。もちろん、給食の内容も理由なのかもしれませんが、もし、仕入れに大きく違いが無い中で、東三河の他市が値上げをせず、豊川市のみが値上げに踏み切るということであると、それが適正なことなのか疑問に思われてしまいますがいかがでしょうか。

「寺部学校給食課長」 豊橋市及び蒲郡市については、消費税が5%から8%に上がった平成26年4月に値上げを実施しております。当時は平成27年に消費税率の上乗せを予定していたため、豊川市はこのタイミングでの値上げを見送った経緯があります。

物資の調達の件でございますが、豊橋は品目ごとの必要数が多いため大量仕入れが 可能であり若干安いものを買っているように伺っております。

また、既に値上げを具体的に検討している所もございまして、西三河でも次年度の4月に値上げする事で調整している市があり、また、尾張のあたりでも値上げを検討している市があるという情報があります。このように各市とも上昇していく傾向があるなかで豊川市の改訂後の金額についても決して突出したものではないと思われま

す。

「林委員」 私は以前から、給食というのは安全、安心で栄養が豊富であることは当たり前だと思っております。さらにプラスして、おいしい給食を子ども達に提供できるか、というところがポイントだと考えております。以前、教育委員会事務の点検評価報告の中で、豊川市の子ども達の残食率が低いという非常にいい結果の報告をいただきました。県内平均の残食率が4.4%であるのに対し、豊川市は小学校2.7%、中学校2.2%であったということです。これはすばらしい結果であったと思いますので、これをもっとPRするべきだと私は思います。この点から見ても、豊川の給食はおいしいのであるということ、そして、そのおいしい給食を維持する為には、どうしてもある程度の値上げが仕方がないのであれば、そのことを具体的に訴えていかないといけないのではないかと思います。

「**髙本教育長**」 値上げしたことによって残食率が増えるという事にはならないようにしていただきたい。今後、保護者の方へ料金改定について説明する機会があると思いますので、豊川の子どもたちのために、おいしい給食を提供するための措置であるということをしっかり訴えていただきたい。

「菅沼委員」 18ページの表4を見ますと、材料費に対する現在の給食費単価の差額 (不足分)の計算結果が記載してあり、1食当たり、小学校では15.17円の不足、中学校では17.95円の不足となっております。今回の改訂額は小学校、中学校ともに15円の改定と控えめの金額となっておりますが材料費は足りるのですか。

「**寺部学校給食課長**」 徴収の事務的な煩雑さなどもありまして、5円単位の改訂とさせていただいております。また、過大に徴収することは出来ませんので、この設定の中で提供できるような献立の工夫や食材の調達をおこなってまいります。

「**髙本教育長**」 保護者の方にとっては1食当たり15円といっても大きな値上げであると思います。保護者目線に立って、度々の値上げというのは出来るだけ避けていただきたい。

「寺部学校給食課長」 短い期間で値上げを繰り返すことの無いように出来るだけ配慮を行っております。今回の値上げ幅の15円については、少し大きな額となってしまっておりますが、給食費改定の回数を抑えるように配慮してきたために生じたものでございますのでご理解いただきたいと思います。

「高本教育長」 他に、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。なければ、採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

「**髙本教育長**」 異議なしと認め、日程第5、第32号議案「学校給食費の改定について」は原案のとおり可決いたしました。

「**髙本教育長**」 続いて、日程第6、第33号議案、及び日程第7、その他報告でございますが、第33号議案「教職員の任用について」は職員の人事に関する案件のため

非公開とし、また、その他報告「平成29年度教育委員会予算見積書について」は今後、調整、検討を要する意思形成過程の案件であるため審議を非公開として、会議内容の議事を別に記録することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

「**髙本教育長**」 異議なしと認め、第33号議案及びその他報告「平成29年度教育委員会予算見積書について」は非公開といたします。

「**髙本教育長**」それでは、日程第6、第33号議案「教職員の任用について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「松平教育部次長」 日程第6、第33号議案「教職員の任用について」を資料に基づいて説明。

(以下、議事内容は個人情報に関わるため議事を非公開)

「**髙本教育長**」 続きまして非公開で行います。日程第7、その他報告「平成29年度 教育委員会予算見積書について」を議題といたします。事務局から説明をお願いしま す。

「**関原教育部長**」 その他報告「平成29年度教育委員会予算見積書について」を資料に基づいて説明。

(以下、議事内容は今後、調整・検討を要する意思形成過程の案件であるため議事を非公開)

「**髙本教育長**」 続きまして、日程第8、その他報告「豊川市教育振興基本計画(案) について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「鈴木教育部次長」 日程第8、その他報告「豊川市教育振興基本計画(案)について」 を資料に基づき説明。

「**髙本教育長**」 ご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。では、私 の方から質問させていただきます。 3 2 ページの変更点について、「外国人の」という表現から「日本語指導が必要な」という文言が変わったというのはどのような理由 でしょうか。

「鈴木教育部次長」 現行の計画では、「外国人の児童生徒への適切な指導」という表現でありました。今回、改めましたのは、県の教育振興基本計画上で「日本語指導が必要な児童生徒」という表現を使用しており、意図としまして、国籍が日本であっても様々な事情で日本の生活が全く不慣れであるという子供も相当数いるということがあるため、この表現にしたものでございます。

「髙本教育長」 外国の方でも日本の生活にしっかり慣れていれば、国籍は外国籍でも

生まれてからずっと日本で生活している方については心配が無いということですね。 それに関連して、50ページのこの施策の目標指標について疑問があります。日本語 指導助手の人数を目標指標として使っていますが、平成27年度の現状値が10人で あるのに対し、平成32年度の目標値も10人となっており、目標値が現状値と同じ となっており目標として挙げる意味が無いように見えてしまうのですがいかがでし ようか。

「鈴木教育部次長」 目標指標を決定するにあたっては学校教育課と調整をしております。学校教育課の5カ年計画の中で10人を維持していくことを挙げており、それを根拠としたものでございます。

「**菅沼委員**」 今の話しに関連して質問します。日本語指導が必要な児童生徒は増加しているのでしょうか。

「松平教育部次長」 日本語指導が必要な児童生徒数について調査した結果がございます。平成26、27、28年の数字ですが、小学校では167人、167人、162人、中学校では50人、42人、53人です。愛知県ではポルトガル語を主要言語としている人数が減っている傾向にあります。

「**菅沼委員**」 豊川市では人数的に見るとあまり変動が無いようなので、平成32年度 の目標指標が同じであることについても、現状の水準を保つことが目標であるという ことですね。

「林委員」 発言してもよろしいでしょうか。まず1点目の要望といたしまして、22ページの施策④「いじめ・不登校などへの対応」について、主な取り組みがNo.1から4まで4つありますが、いじめ・不登校については、学校にまず頑張ってもらうのが一番だと思います。ですから、No.3の「早期発見・早期対応に向けた取組の推進」を是非1番にして欲しいと思います。

2点目の要望といたしまして、26ページの施策®「文化遺産の継承と新たな文化の創造」のうちの主な取り組み、No.5の「文化芸術の独自性の確立」について、総合教育会議で市長も芸術のことを言われましたが、この内容をみると非常に漠然としていて具体性が無いです。他の項目は非常に具体的なのに、ここだけ具体性が無いです。市長は、子どもをもっと芸術に関わらせたいという思いで言われたような気がします。ここに書かれている内容は、その通りだと思いますが、この文化芸術について、子どもを如何に関わらせていくかということを盛り込んで行く必要があるのではなのではないでしょうか。

「髙本教育長」 それでは、事務局から回答をお願いします。

「鈴木教育部次長」 まず、1点目としてご要望いただきました、主な取り組みの順番 の変更についてでございますが、パブリックコメントは現状の案で実施させていただ きたいと思います。そのうえで、本委員会のご意見を踏まえ、さらにパブリックコメントの意見を踏まえて対応させていただくこととさせていただきます。

また、2点目としてご要望いただきました、文化芸術に対する子どもの関わりを深

める取り組みについては、23ページの施策⑤「学校における体験活動の充実」において子ども達に対するさまざまな体験活動の実施を掲げておりまして、その中の主な取組No.4に「子どもの文化芸術体験機会の提供」として、芸術家が各小中学校へ出向いて体験機会を提供する事業を文化振興課が実施しており、そちらに表記させていただいております。ご指摘いただきました、26ページの「文化芸術の独自性の確立」は豊川市ならではの独自性の高い文化芸術の確立と発信を目的とした文化芸術プランというものを対象としているものでございます。

「菅沼委員」 発言よろしいでしょうか。第3章の各施策の主な取り組みNo.の下に 連携という表現があり、これは他の部局と連携する取り組みということですが、どの ようなことでしょうか。

「鈴木教育部次長」 ここに連携と記載している意味をご説明いたします。豊川市では様々な部局が様々な取り組みを実施しており、教育委員会とは別の部局が実施している事業ではあるが教育にも影響がある、または、部分的には協力し合って実施していかなければならない要素のある事業について、連携という表記で取り組みを掲載させていただきました。

実施している取り組みをどの施策に分類していくかというところについても、意見が分かれるところはあるかもしれません。関わりのある施策全でに取り組みを重複させて掲載するという方法もありますが、関わりが多重になってくるため重複はさせない方針で作成したものでございます。

「**菅沼委員**」 スペースが限られてくるため難しいですが、主な取組の内容に書かれていることを少しでも解かりやすいように改良をお願いします。

「**林委員**」 先ほどの「文化芸術の独自性の確立」についてですが、内容からすると、 地域に残っているお祭りなどを掘り起こして、それを文化的な視野でもう一度見直し、 子どもも参加させようという取組であると捉えましたが違いますか。

「前田生涯学習課長」 「文化芸術の独自性の確立」について、抽象的で分かりにくいということですが、具体的には、今年の東三河演劇祭における『力寿と定基~穂の國三河の物語~』のように、現代劇に歴史の内容を組み込むような豊川オリジナルの取組を捉えたものです。東三河演劇祭では、これまで豊川海軍工廠の被爆や「弥次さん・喜多さん」を題材にした演劇もありました。こうした豊川のアイデンティティーを生かした活動としてご理解いただければと思います。

「林委員」 説明を聞いてよく分かりました。

「**髙本教育長**」 今後、パブリックコメントを実施しますので、そちらで受けた指摘と あわせて、改良が可能な部分については引き続き検討をお願いいたします。

「髙本教育長」 他にご意見、ご質問はございますか。なければ、採決を行います。ただ今の報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

「髙本教育長」 異議なしと認め、日程第8、その他報告「豊川市教育振興基本計画(案)

について」は、ただ今の報告の通り承認をされました。

本日の会議に付議されました案件は以上でございますので、これで本委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後4時24分 閉会)